

## 高濃度PCB廃棄物の処理期限迫る！

### ～9月はPCB適正処理推進月間～

このたび、首都圏1都3県12市で構成するPCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について、啓発活動等を下記のとおり実施します。

#### 記

#### 1 目的

PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査、各種啓発活動等により、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進を図る。

#### 2 期間

令和2年(2020年)9月1日(火)～9月30日(水)

#### 3 実施機関(首都圏1都3県12市)

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、柏市

#### 4 実施内容

- (1) PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査による保管状況の確認、期限内処理の指導等
- (2) 事業者に対する高濃度PCB廃棄物等の有無の確認の指導
- (3) インターネット等を利用した啓発

#### 5 その他

事業背景については別紙参考資料を参照

<問い合わせ> 資源循環部廃棄物対策課長 堂本  
電話 042-620-7458(直通)

## 別紙

### 参考資料 事業背景

～高濃度PCB使用電気工作物・高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物の適正処理の推進に向けて～

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度PCB廃棄物」という。)については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO(ジェスコ)」という。)の全国5か所の処理施設で処理されており、処理施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については2022年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については2023年3月31日までに、JESCOへ処分を委託することが義務付けられており、変圧器・コンデンサー等については、処分期間の末日まで残り約1.5年、安定器及び汚染物等については残り約2.5年と迫ってきました。

こうした中、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を所管する首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、協力機関と連携して啓発活動を行うこととしており、八王子市においても上記のとおり適正処理に向けた取組を行います。

注)首都圏1都3県12市:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を所管する都県市(「3 実施機関」を参照)